平成２２年（フ）第１７６号
千葉県銚子市本城町４丁目196番地の１　レオネクスト本城第一107号
債務者　横山　大介
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第７３３号
神奈川県厚木市戸室４丁目20番86号
債務者　川野　慶子（旧姓山岡）
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４８２号
新潟市中央区新和２丁目13番２号　サプライム茅原Ａ201号
債務者　太田　　臣
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５２１号
新潟市西区五十嵐西６番27号
債務者　中山万貴子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５６号
静岡県三島市佐野見晴台１丁目30番地の12
債務者　福室　志穂
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３７７号
静岡県沼津市下香貫宮脇154番地の６
債務者　柴田　千鶴
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３９３号
静岡県田方郡函南町平井1753番地の780、前住所静岡県田方郡函南町塚本510番地の１
債務者　靏永　浩史
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３９６号
静岡県三島市大宮町３丁目16番７号水口方、住民票上の住所静岡県伊豆の国市長岡972番地の３
債務者　堀内宗一郎
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４０８号
静岡県沼津市三枚橋町４番13号
債務者　松原　寛人
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４２６号
静岡県三島市中田町４番23号
債務者　阪野　**滉**子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４４０号
静岡県沼津市平町16番19号
債務者　小林　　浩
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４５３号
静岡県駿東郡清水町徳倉15番地の８　ＴＦハイツ徳倉142、破産申立時の住所静岡県駿東郡清水町徳倉1019番地の８
債務者　天野よし子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１０８号
三重県松阪市猟師町598番地２
債務者　小濱津八子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第６６号
京都府亀岡市篠町王子西ノ山１番地19
債務者　髙橋こと　齊部　未来
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第７９号
鹿児島県出水市高尾野町上水流724番地77、前住所鹿児島県出水市五万石町941番地　エスプリハイツＡ棟105号
債務者　吉原　和美
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１２９号
鹿児島県薩摩川内市樋脇町塔之原7043番地
債務者　田島　　望
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１３０号
鹿児島県出水市高尾野町柴引2138番地１、前住所鹿児島県出水市野田町下名2682番地１
債務者　遠竹　哲也
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係